

## 彦根市立図書館の設置および管理に関する条例（抜粋）

### （図書館協議会）

第4条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に彦根市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則（抜粋）

### 第6章 図書館協議会

#### （会長および副会長）

第21条 条例第4条に規定する彦根市図書館協議会（以下「協議会」という）に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第22条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

#### （庶務）

第23条 協議会の庶務は、図書館において処理する。